

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第79号

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（35） 略</p> <p>（36） 道路交通法第92条第1項の規定に基づく運転免許証の交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき<u>2,100円</u>（道路交通法第92条第1項後段の規定により、1の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載して当該他の種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、<u>2,100円</u>に当該他の種類の免許ごとに200円を加算した額）</p> <p>イ 略</p> <p>（37） 道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき<u>3,650円</u></p> <p>イ 略</p> <p>（37の2）～（42） 略</p> <p>（43） 道路交通法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定に基づく免許証の有効期間の更新 1件につき<u>2,550円</u></p> <p>（43の2）～（70） 略</p> <p>2 略</p>	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（35） 略</p> <p>（36） 道路交通法第92条第1項の規定に基づく運転免許証の交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき<u>1,650円</u>（道路交通法第92条第1項後段の規定により、1の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載して当該他の種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、<u>1,650円</u>に当該他の種類の免許ごとに200円を加算した額）</p> <p>イ 略</p> <p>（37） 道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき<u>3,200円</u></p> <p>イ 略</p> <p>（37の2）～（42） 略</p> <p>（43） 道路交通法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定に基づく免許証の有効期間の更新 1件につき<u>2,100円</u></p> <p>（43の2）～（70） 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成22年1月31日から施行する。